



社会保険労務士事務所 あおぞらコンサルティング あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:永田



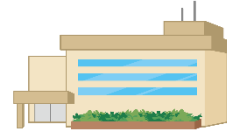
健康保険の海外療養費制度について

年末年始の休暇を利用して、海外旅行に行かれる方も多いのではないのでしょうか？海外旅行中の急な傷病により、現地で診療を受けた場合、海外では日本の健康保険証が使用できません。その際、一旦医療費の全額を現地で支払い、後日保険者（協会けんぽや健康保険組合等）に申請して、医療費の一部の払い戻しを受けることができます。

今回のあおぞらレターでは、健康保険の海外療養費制度についてご案内いたします。

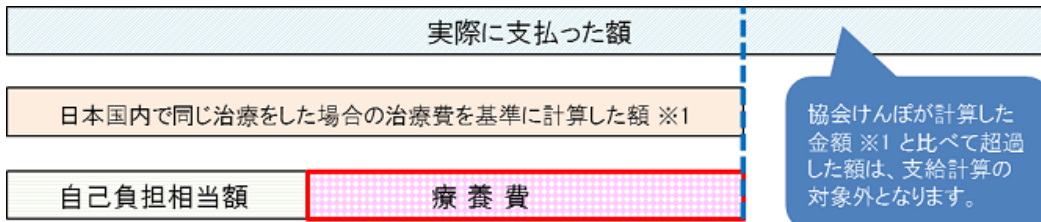
支給対象となる費用の範囲

- 日本国内で保険診療として認められた医療行為に限られます。
※日本で保険適用になっていないものは対象外
《保険適用外となるものの例》 美容整形、インプラント、健康診断、予防接種など
- 治療を目的として海外へ渡航し治療を受けた場合や日本で実施できない治療を行った場合は、支給対象外です。



支給額

- 日本国内の医療機関等で同じ傷病を治療した場合の治療費を基準に計算した額(実際に海外で支払った額の方が低いときはその額)から、自己負担相当額を差し引いた額が支給されます。



健康保険組合については各健康保険組合にご確認ください

- 日本と海外では治療内容や医療費が異なるため、海外で支払った金額から自己負担分を差し引いた金額よりも支給金額が大幅に少なくなることがあります。

例

- ・海外でかかった治療費:10万円
- ・日本での標準的な治療費:2万円
- ・自己負担割合:3割

日本の標準の治療費2万円を基準として計算
2万円 - (2万円×3割) = 1万4千円
 ★「療養費」として、1万4千円の支給

結果、
10万円 - 1万4千円 = 8万6千円
 も自己負担することに…(泣)

- 外貨で支払われた医療費は、支給決定日の外国為替換算率(売レート)により円換算して支給額を計算します。

手続きに必要な主な書類		
1. 海外療養費支給申請書	海外の医療機関が記入する書類	6. 受診者の海外渡航期間がわかる書類 (パスポート・ビザ・航空チケットなどのコピー等)
2. 診療内容明細書		7. 同意書
3. 領収明細書	渡航前にご加入の健康保険に必要な書類を確認して取り寄せておくとう安心ですね	※その他の事情に該当する場合は、他の書類も必要になります。(負傷原因届、第三者行為による傷病届など)
4. 現地で支払った領収書の原本		
5. 各添付書類の翻訳文		

- 海外で治療費を支払った日の翌日から2年を経過すると申請できなくなりますので、早めに手続きをしましょう。

詳細は各保険者にご確認ください。協会けんぽの場合は以下をご覧ください。

- 協会けんぽ「海外で急な病気にかかって治療を受けたとき」→ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat310/sb3120/r138>

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277